

## 付 議 第 10 号

### 高知県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会公告式規則（昭和30年高知県教育委員会規則第6号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3） 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
**教育委員会規則**  
-----

高知県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第 号**

**高知県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則**

高知県教育委員会公告式規則（昭和30年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「委員長名」を「教育長名」に改め、同条第2項ただし書中「教育委員会所定」を「県庁前」に改める。

第2条中「規則に」を「当該規則に」に改める。

第3条の見出し中「公布」を「公告」に改め、同条第1項中「教育委員会告示」を「教育委員会告示及び教育長告示」に、「委員長名」を「教育長名」に、「公布する」を「公告する」に改め、同条第2項を削る。

第4条の見出し中「公布」を「公表」に改め、同条第1項中「教育委員会訓令」を「教育委員会訓令及び教育長訓令」に、「委員長名」を「教育長名」に、「公布する」を「公表する」に改め、同条第2項を削る。

第5条中「前2条の告示及び訓令を公布及び施行するときに」を「第3条の告示の公告及び施行並びに前条の訓令の公表及び施行について」に改める。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

高知県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会委員長と教育長を一本化した新たな教育長が置かれ、教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するものとされたことに伴い、必要な改正をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 教育委員会規則等の制定者名を「委員長」から「教育長」に改める。
- (2) その他規定の整備を行う。

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

新

高知県教育委員会公告式規則(抜粋)

本則

(規則の公布)

第1条 教育委員会規則(以下「規則」という。)を公布しようとするときは、番号、公布の旨の前文、年月日及び教育長名を記入しなければならない。

2 規則の公布は、高知県公報に登載して行う。ただし、やむを得ない理由により登載することができないときは、県庁前の掲示場又は公衆の見やすい場所に掲示して、これに代えることができる。

(規則の施行)

第2条 規則は、当該規則に特別の定めがあるものを除くほか、公布の日から起算して10日を経過した日から、これを施行する。

(告示の公告)

第3条 教育委員会告示及び教育長告示は、番号、年月日及び教育長名を記入して公告する。

(訓令の公表)

第4条 教育委員会訓令及び教育長訓令は、番号、令達先、年月日及び教育長名を記入して公表する。

(準用)

第5条 第1条第2項及び第2条の規定は、第3条の告示の公告及び施行並びに前条の訓令の公表及び施行について準用する。

旧

高知県教育委員会公告式規則(抜粋)

本則

(規則の公布)

第1条 教育委員会規則(以下「規則」という。)を公布しようとするときは、番号、公布の旨の前文、年月日及び委員長名を記入しなければならない。

2 規則の公布は、高知県公報に登載して行う。ただし、やむを得ない理由により登載することができないときは、教育委員会所定の掲示場又は公衆の見やすい場所に掲示して、これに代えることができる。

(規則の施行)

第2条 規則は、規則に特別の定めがあるものを除くほか、公布の日から起算して10日を経過した日から、これを施行する。

(告示の公布)

第3条 教育委員会告示は、番号、年月日及び委員長名を記入して公布する。

2 教育長告示は、番号、年月日及び教育長名を記入して公布する。

(訓令の公布)

第4条 教育委員会訓令は、番号、令達先、年月日及び委員長名を記入して公布する。

2 教育長訓令は、番号、令達先、年月日及び教育長名を記入して公布する。

(準用)

第5条 第1条第2項及び第2条の規定は、前2条の告示及び訓令を公布及び施行するときに準用する。